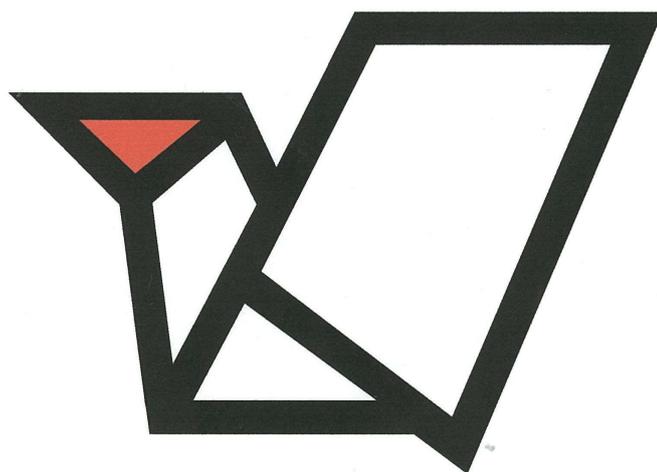


令和7年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会 議会運営委員会



令和7年3月27日

令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

議会運営委員会記録①

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会	2
傍聴の許可	2
令和7年第1回定例会の日程について	
説明	
・重田書記長	2
閉会	4
記録署名	4

(資料)

- ・議会運営委員会配付資料①

議会運営委員会記録②

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会	2
傍聴の許可	2
陳情第1号 従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情	
陳情要旨朗読	
・重田書記長	2
事務局見解	
・青木事務局長	2
質疑	
・一石洋子委員	3
・青木事務局長	3
・一石洋子委員	3
・服部資格保険料課長	3
討論	
・川島雅裕委員	4
採決	4
陳情第2号 窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情	
陳情要旨朗読	
・重田書記長	5
事務局見解	
・青木事務局長	5
討論	
・川島雅裕委員	5
採決	6
閉会中継続審査について	6

委員会報告書の作成について	6
閉会	6
審査結果	7
記録署名	7

(資料)

- ・議会運営委員会配付資料②

○議題・場所

令和7年3月27日 午後2時00分 開会
於：かながわ労働プラザ 4階第3会議室

- (1) 傍聴の許可
- (2) 令和7年第1回定例会の日程について
- (3) その他

○出席委員（8名）

木内 秀一	神田 眞弓
川島 雅裕	池田 真一
田辺 昭人	古市 正
古内 明	一石 洋子

議長	各務 雅彦
副議長	石田 照子

○説明のため出席した者

事務局長	青木 一広
企画課長	堀江 真樹
保健事業担当課長	浅野 智子
資格保険料課長	服部 敦
給付課長	田中 憲明

○職務のため出席した者

書記長	重田 康和
書記	出川 陽太郎
書記	佐藤 千鶴
書記	鷹栖 豊
書記	森田 翔子
書記	早坂 実穂

【開会】

○委員長（田辺 昭人君）

皆さま、こんにちは。委員長の田辺でございます。

ただいまの出席委員は 8 名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和 7 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議会運営委員会を開会いたします。

本委員会は、議事説明のため、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第 18 条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

【傍聴の許可】

○委員長（田辺 昭人君）

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題（1）傍聴の許可について、お諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本委員会の傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【令和 7 年第 1 回定例会の日程について】

○委員長（田辺 昭人君）

それでは、議題（2）令和 7 年第 1 回定例会の日程についてを議題といたします。

書記から説明をお願いいたします。

重田書記長。

○書記長（重田 康和君）

失礼ではございますが、着席して御説明させていただきます。

本日の議事日程について、御説明いたします。お手元でございます配付資料①の 5 ページ、議事日程表を御覧ください。

日程第 1、広域連合長挨拶でございます。

日程第 2、会議録署名議員の指名でございます。議長から、指名していただきます。

日程第 3、会期の決定でございます。

日程第 4、諸般の報告といたしまして、議長から、例月出納検査と財務監査の結果を御報告いただきます。

日程第 5、一般質問でございます。本件につきましては、みわ智恵美議員から質問の通告が出ております。

日程第 6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、みわ智恵美議員から反対討論の通告が出ております。

日程第 7、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、御審議いただくものでございます。

日程第 8、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御審議いただくものでございます。

日程第 9、神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、みわ智恵美議員から、反対討論の通告が出ております。

日程第 10、令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について、御審議いただくものでございます。

日程第 11、令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、御審議いただくものでございます。

日程第 12、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、みわ智恵美議員から、質問及び反対討論の通告が出ております。

日程第 13、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、みわ智恵美議員から、質問及び反対討論の通告が出ております。

日程第 14、陳情第 1 号、従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情について、でございます。

日程第 15、陳情第 2 号、窓口負担 2 割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情について、でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明いたします。

この後、本委員会を閉会いただきましたら、午後 2 時 30 分より本会議を開会いただきます。

本会議の日程につきましては、先ほど御説明したとおりですが、日程第 14 及び日程第 15 の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、日程第 14 及び日程第 15 に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を開会して、陳情を御審査いただきます。

そして、本委員会において採決の後、閉会中継続審査の申し出について御協議いただき、委員会を閉会いただきます。

その後、本会議を再開、委員長報告、討論、採決となりますが、日程第 14 及び日程第 15 の 2 件の陳情につきまして、みわ智恵美議員から、賛成討論の通告が出ております。

陳情の採決が終わりましたら、閉会中継続審査の申し出について議決をしていただき、全ての議事が終わりましたら、広域連合長から御挨拶申し上げて、閉会となります。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田辺 昭人君）

ただいま説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

特になければ、第 1 回定例会の日程につきましては以上です。

【その他】

○委員長（田辺 昭人君）

次に、議題（3）その他について、委員の皆さまから何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら議題は以上です。それでは、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

次回の議会運営委員会は、本日、日程第 14 及び日程第 15 に入り、本会議が休憩となりましたら、同じくこちらの部屋で開会いたしますので、お集まりくださいますようお願いいたします。

午後 2 時 9 分 閉会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 田辺 昭人

○議題・場所

令和7年3月27日 午後3時33分 開会

於：かながわ労働プラザ 4階第3会議室

- (1) 傍聴の許可
- (2) 陳情について
- (3) 閉会中継続審査について

○出席委員（8名）

木内 秀一	神田 眞弓
川島 雅裕	池田 真一
田辺 昭人	古市 正
古内 明	一石 洋子

議長	各務 雅彦
副議長	石田 照子

○説明のため出席した者

事務局長	青木 一広
企画課長	堀江 真樹
保健事業担当課長	浅野 智子
資格保険料課長	服部 敦
給付課長	田中 憲明

○職務のため出席した者

書記長	重田 康和
書記	出川 陽太郎
書記	佐藤 千鶴
書記	鷹栖 豊
書記	森田 翔子
書記	早坂 実穂

【傍聴の許可】

○委員長（田辺 昭人君）

ただいまの出席委員は、8名であります。定足数に達しておりますので、これより委員会を開会いたします。

本委員会は、議事説明のため、神奈川後期高齢者広域連合議会運営委員会条例第18条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

それでは議事に入ります。

議題(1)傍聴の許可について、お諮りいたします。一般及び報道関係者について、本委員会の傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【陳情第1号について】

○委員長（田辺 昭人君）

次に、議題(2)の陳情について、議題といたします。配付資料②の3ページ及び4ページを御覧ください。まず、陳情第1号について、陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

重田書記長。

○書記長（重田 康和君）

陳情第1号、件名は、従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情です。受理は令和7年3月17日、陳情者は、なくすな保険証！神奈川県連絡会、二村哲さんです。陳情趣旨は、「国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書を提出すること。」以上でございます。

○委員長（田辺 昭人君）

事務局見解の説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

陳情第1号について、当局の見解を申し上げます。

国において、令和5年6月に、いわゆるマイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、令和6年12月2日には従来の保険証の発行を終了したところです。

一方で、マイナンバーカード取得が任意であることから、マイナ保険証をお持ちでない方等には、機能としては現行の保険証とほぼ相違がない資格確認書を、当面の間職権で交付するとされており、また、マイナ保険証をお持ちであっても、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証による受診が困難な方については、一度の資格確認書の交付申請により、資格確認書を継続的に交付するとされており、その旨の案内及びマイナ保険証の利用登録をされていること等記載したお知らせを、全てのマイナ保険証をお持ちの方に対し、送付させていただいたところです。

なお、既に保険証の交付を終了し、資格確認書を交付するためのシステム改修が完了しているため、保険証を復活するためには改めて一定の費用を必要とすることが想定されるところです。

当広域連合としては、今後の運用に向けて国や市町村との情報共有をしっかりと行い、すべての

被保険者が安心して医療を受けることができる医療保険制度の構築に向けて、適切に対応してまいります。

最後に、当陳情と同趣旨の陳情が、令和5年8月8日付及び令和6年8月9日付で提出され、令和5年第2回及び令和6年第2回定例会において、それぞれ不採択となった旨、補足いたします。

○委員長（田辺 昭人君）

ただいま説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

一石委員。

○委員（一石 洋子君）

二宮町にもこのような陳情がありまして、審議された結果、不採択となりました。私も、ICT推進、それから、人口減少社会の重要なインフラとして、このようなシステムは進めなければいけないと思っています。しかしながら、当事者の方々が今も同じ不安を持たれていることですが、その点の特に、国民皆保険制度のセーフティーネットということについて、現状どのようにセーフティーネットが守られているという状況か、御説明いただきたいと思います。

○委員長（田辺 昭人君）

ただいまの御質問に対し、答弁をお願いします。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

これまで、マイナ保険証の利用登録に関して、様々な誤登録であるとか、医療機関の窓口で資格確認が行えない、そういったことが報告されておりますが、その度に、国において対応が図られておりまして、医療機関のシステムの構築であったり、読み取り機器の設置代補助とかそういったことは、一定程度図られていると思っています。また、後期高齢者の方につきましては、マイナ保険証を利用することについては、どんどん利用していただいて利用率が上がればいいと思っていますところでありますが、どうしても利用ができない方がいらっしゃいますので、そのような方たちに対して、今度の一斉更新の時に、保険証が届かないという混乱が想定されたことから、3月に全てのマイナ保険証登録されている方に通知を送らせていただき、資格確認書が必要な方については申請を行ってくださいという勧奨を行っております。これらの申請によってマイナ保険証が利用できない方については、従来どおり、被保険者証と全く機能が一緒の資格確認書が交付されるということで、安心して治療が受けられる環境が構築できるのではないかと考えています。

○委員長（田辺 昭人君）

一石委員。

○委員（一石 洋子君）

ありがとうございます。国民の方からかなりハレーションが生じたということで、国が今どのような動向、受け止めなのでしょうか。今、御説明のあったとおり、もう制度構築はできたのでこのままいくという方向でしょうか。

○委員長（田辺 昭人君）

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部 敦君）

私の方から御説明申し上げます。

国の方も、マイナ保険証の導入に関する考えは変わらずですから、今後の予定としましては、

丁寧な説明の周知を続けていくということになりますので、7月の一斉更新で資格確認書等を発送する際でありますとか、リーフレット等において、説明をしていきたいと思っております。

○委員長（田辺 昭人君）

他に御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

川島委員。

○委員（川島 雅裕君）

それでは、私から陳情第1号につきまして、不採択とすべき立場から発言をさせていただきます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、被保険者、また医療機関、保険者それぞれに様々なメリットをもたらすと同時に、今後の医療費の増大が見込まれる中で、将来的にデジタル化における保健・医療・介護の情報を一元的に把握することで、レベルの高い効率的な医療の実現を目指すものだと承知をしております。

その中でも、事務局からの御説明にもありましたとおり、マイナンバーカードの取得が任意であることから、マイナ保険証をお持ちでない方等には、機能としては現行の保険証とほぼ相違がない資格確認書が当面の間、職権で交付されるということでございます。また、マイナ保険証をお持ちであっても、いわゆる要配慮者等のマイナ保険証での受診が困難な方につきましては、一度の資格確認書の交付申請により、資格確認書が継続的に交付されるということでございます。このため、マイナ保険証を利用されない方にとっては、現行の保険証を継続することと変わりないと認識をしております。必要な時に必要な医療にアクセス可能な安心できる医療保険制度が維持されるものだと認識をしております。

現状、マイナ保険証の利用率が3割程度と課題はあるものの、神奈川県におきましては、被保険者の皆様への不安払拭に向けた対応として、先ほども委員の方から質疑がございましたけれども、広域連合からマイナ保険証をお持ちの方へお知らせが送付され、必要な方には適切に資格確認書を交付できる旨の周知がされているということでございます。また、今から保険証を復活させるためには一定の費用がかかるということも踏まえまして、この陳情第1号については、不採択とすべきものと考えます。以上でございます。

○委員長（田辺 昭人君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。本件は、意見書提出の賛否を問うものであるため、採択、不採択の二者択一となります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆さまの挙手を求めます。

（挙手なし）

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【陳情第2号について】

○委員長（田辺 昭人君）

次に、陳情第2号について議題といたします。配付資料②の3ページ及び5ページを御覧ください。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

重田書記長。

○書記長（重田 康和君）

陳情第2号、件名は、窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情です。

受理は令和7年3月17日、陳情者は、全日本年金者組合神奈川県本部委員長、村田泰子さんです。陳情趣旨は、「国に対し、後期高齢者医療費の窓口負担2割の方の「配慮措置」の継続を求める意見書を提出すること。」以上でございます。

○委員長（田辺 昭人君）

事務局見解の説明を求めます。

青木事務局長

○事務局長（青木 一広君）

陳情第2号について、当局の見解を申し上げます。

連合長答弁でも申し上げましたが、2割負担導入につきましては、年齢ではなく能力に応じた負担とする、全世代対応型の社会保障制度を構築するために必要な改正であると承知しており、医療給付費が増え続けている現状においては、負担能力のある後期高齢者の方には、可能な範囲で負担をお願いしなければならないと考えております。

厚生労働省では、令和5年9月29日に、「後期高齢者医療の窓口2割負担導入の影響について」として2割化施行前後6か月、令和4年4月から令和5年3月までの計12か月の短期的な分析結果を公表し、その後、令和6年8月30日に令和3年11月から令和5年6月までの計20か月分のデータにおける分析結果を公表しております。

この分析結果では、1割から2割になる直前に医療費が上昇する、いわゆる駆け込み需要の存在が示唆され、また、負担割合変更後は、医療サービスの利用割合が1%程度、医療費総額が3%程度、医療サービスの利用日数が2%程度それぞれ減少したとされております。この減少範囲は制度改正時の影響見込である受診日数2.6%減少の範囲内であり、大きな受診抑制にはつながっていないとの考えが示されております。

なお、配慮措置終了後も過重な医療費負担とならないよう、月間の高額療養費制度や年間の外来受診の医療費が一定額を超えた場合の外来年間合算制度などにより、御負担いただく限度額については、課税所得のある1割の方と同額で、2割負担導入前と変わっておりません。以上でございます。

○委員長（田辺 昭人君）

ただいま、説明がありました。何か御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

川島委員。

○委員（川島 雅裕君）

それでは、私から、ただいまの陳情第2号につきまして、不採択とすべきとの立場から発言をさせていただきます。

窓口負担2割化の導入の影響についてですが、先ほど事務局から御説明いただきましたとおり、

厚労省の分析結果においては大きな受診控えが発生しているということは示されていないということでした。また、配慮措置終了後も、医療費が高額になった場合の自己負担額は課税所得のある1割の方と同額という御説明でございましたので、医療の必要性の高い方にも、今後大きな受診抑制が起こらないよう努めていると考えています。

陳情にもありましたけれども、昨今の物価上昇等につきましては、本当に年金生活の方が医療を受けられる場合の御負担については、大変なものかと推察されて、実際、私も現場で同様のお声をいただいております。

一方で、少子高齢化が進む中、個々の能力に応じて全世代が支え合い、若い世代の負担の上昇を少しでも減らす全世代対応型の社会保障制度を構築するということが大変重要であり、且つ、喫緊の課題と考えております。

以上のことから、陳情第2号につきましては、不採択とすべきものと考えます。以上です。

○委員長（田辺 昭人君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。本件は、意見書提出の賛否を問うものであるため、採択、不採択の二者択一となります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆さまの挙手を求めます。

（挙手なし）

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査について】

○委員長（田辺 昭人君）

次に、議題（3）閉会中継続審査について、お諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員会報告書の作成について】

○委員長（田辺 昭人君）

最後に委員会報告についてですが、委員会報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に、御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆さまから何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後3時52分 閉会

○審査結果

議 題	件 名	結 果
陳情第1号	従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第2号	窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 田辺 昭人